

【ポイント】

- スリランカ航空は、4月8日（水）から21日（火）までの間、全ての商用便の運航を停止する旨正式発表（注：昨日の発表では30日（木）までの予定であったものが短縮。）。
- 外出禁止令が更新。
 - ・コロombo, ガンパハ, カルタラ, プッタラム, キャンディ及びジャフナ各県は引き続き有効（解除情報なし）。
 - ・その他の地域は、4月6日（月）午前6時まで外出禁止。その後、同日午後2時まで一時解除を経て外出禁止予定（期限未定）
- スリランカ入出国管理局は、すべてのビザの効力の5月12日までの延長を発表。

【本文】

1 スリランカ航空は、4月8日（水）から4月21日（火）までの間、貨物を除く全ての商用便の運航を停止する旨正式発表しました（注：昨日の発表では30日（木）までの予定でしたが、停止期間が短くなりました。）。これにより成田直行便を含む全ての同社の商用便はこの期間運休となります。今後、新たな情報等を入手次第、随時ご連絡します。

2 なお、今後の状況次第で更に変更となる可能性もありますので、詳細などについては、以下のURLを確認され、スリランカ航空へご照会願います。

https://www.srilankan.com/en_uk/corporate/emergency-news-detail/516

○スリランカ航空（Sri Lanka Global Contact Center）

電話番号：0117771979, 0197331979 or 1979（スリランカ国内からかける場合）

3 現在、スリランカ国内に発令されている外出禁止令の一部が以下のとおり更新されています。

（1）コロombo（Colombo）県, ガンパハ(Gampaha)県, カルタラ（Kalutara）県, プッタラム(Puttalam)県, キャンディ（Kandy）県及びジャフナ（Jaffna）県は、更なる通知があるまで引き続き有効（解除時期等に関する情報なし）。

（2）上記（1）以外の地域

現在～4月6日（月）午前6時まで：外出禁止

4月6日（月）午前6時～同日（月）午後2時まで：一時解除

4月6日（月）午後2時～（期限未定）：外出禁止

4 スリランカ入出国管理局は、これまで当地に滞在する外国人に対し発給されているすべてのビザの効力を4月12日まで延長するとしていましたが、これを更に5月12日ま

で延長することを発表しました。この措置に関する照会につきましては、以下の URL をご確認くださいませようお願い致します。

http://www.immigration.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=342&lang=en

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号 94) 11-269-3831 (内線 282)

携帯電話番号：(国番号 94) 77-738-3360

【注】上記は、平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分に限り、土・日・休館日は緊急電話対応になります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>